歩行型除雪機による事故を防ごう！

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、使用者の責任において、正しく、安全に作業しましょう。

○人がいる時は使わない！

作業中は絶対にまわりに人を近づかせない。

○雪かき棒を使って！

雪詰まりを取り除く時は、エンジンを停止し必ず雪かき棒を使う。

○エンジンを掛けたまま離れない！

作業の時以外は、必ずエンジンを停止する。

○後方注意！

後進する時は、足もとや後方の障害物に気をつける。

注意喚起事項

①作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解する。
②雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使って行う。
③回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行う
④発進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意する。
⑤発進作業中は、雪を飛ばす方向に人や、車・建物がないことを確認する。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにする。

▽問い合わせ…社団法人日本農業機械工業会／除雪機安全協議会
電話　０３－３４３３－０４１５
ホームページ　http://www.jfmma.or.jp

各地区の除雪担当者が決定しました。

本年度の村道除雪・凍結防止剤散布業務の入札の結果、各地区の除雪を担当する個人・業者が左ページ表のとおり決定しましたのでお知らせします。

本格的な降雪シーズンが始まりました。地域事業の振興と皆様の生活の安定を確保するべく、より一層の努力をして参りますが、安全かつ安定した除雪業務の遂行には村民の皆様のご協力が不可欠です。次の点につきまして、皆様のご理解とご協力をお願いします。

●近年、雪押し場の確保が非常に困難になっています。雪押し場が確保できない場合、周辺の除雪作業を行うことができません。より多くの雪押し場が確保できれば、効率的でスムーズな除雪が可能となります。道路脇に土地をお持ちの方のご理解・ご協力をお願いします。

●冬期間の路上駐車は除雪作業の妨げとなるだけでなく、交通事故の原因にもなりかねませんのでおやめいただくようお願いします。作業の支障となるような場所に置かれた物品等につきましては撤去を、路上に伸びた木の枝等は伐採をお願いします。また、積雪によって発生した倒木等の処理につきましては、土地所有者の方が責任を持って片付けを行ってください。

●住宅の玄関先や駐車場の出入口など、道路と接する箇所には、どうしても道路除雪後の雪が残ってしまいます。お手数でも家先の雪につきましては皆様で除雪していただき、近隣の方々や道路利用者に迷惑の掛からないようご協力をお願いします。なお、除雪の際には絶対に道路へ雪を出さないでください。また、屋根雪の落下による事故を防止す